

名古屋市告示第205号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和6年4月10日

名古屋市長 河村 たかし

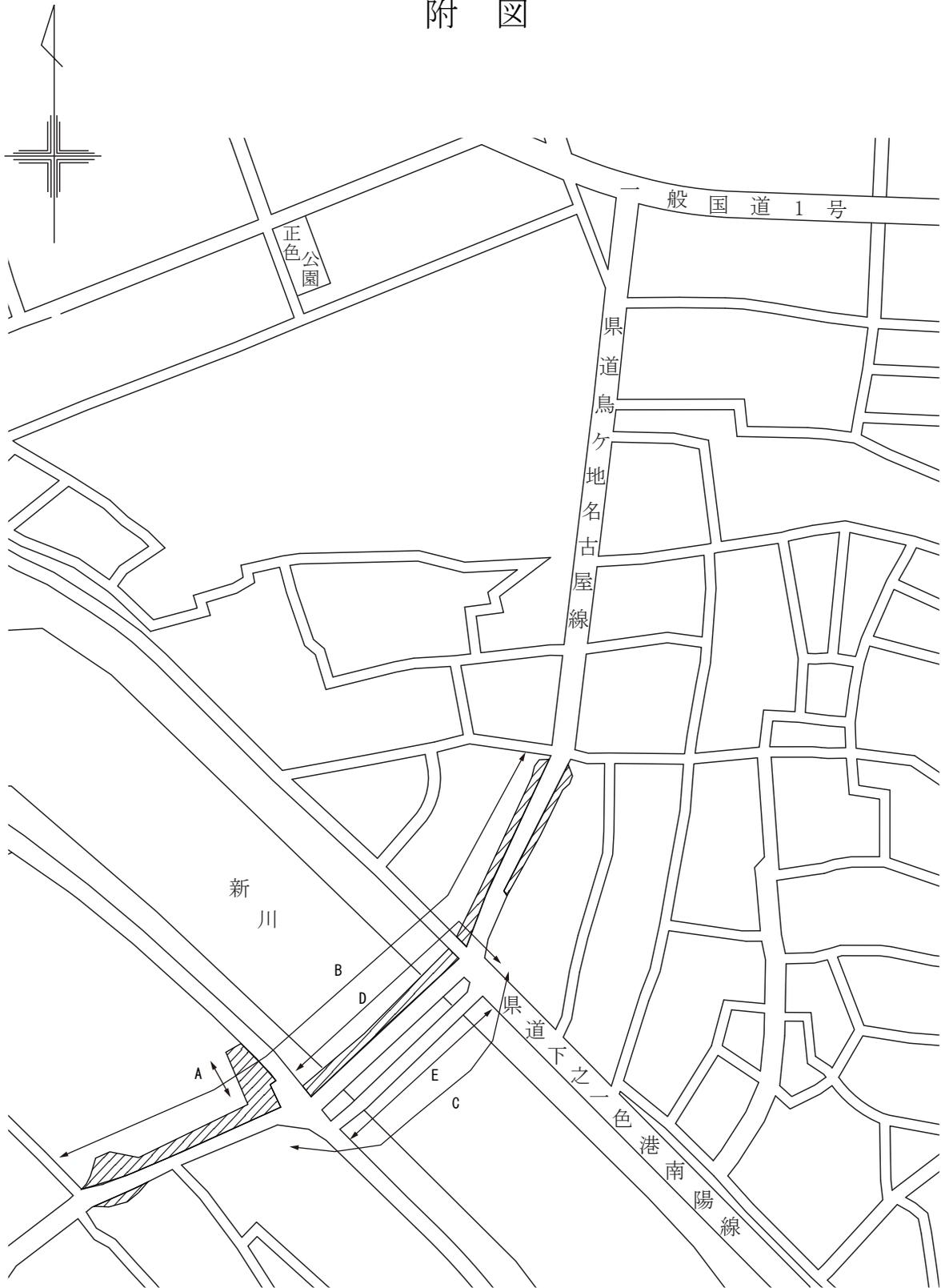
道路の区域変更

道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域			摘要	
			区間	変更の前後別	延長 キロメートル		幅員 メートル
県道	A	名古屋中環状線	名古屋市港区船頭場一丁目118番地先から	前	0.029	6.40 ～ 15.65	附 図
			名古屋市港区船頭場一丁目123番の1地先まで	後	0.029	15.06 ～ 30.50	
	B	鳥ヶ地新田名古屋線	名古屋市港区船頭場一丁目136番地先から	前	0.393	3.85 ～ 42.50	
	C				0.181	8.00 ～ 29.00	
	B			後	0.393	5.60 ～ 42.50	
	C				0.181	8.00 ～ 29.00	
		名古屋市中川区下之一色町字中ノ切57番の2地先まで					

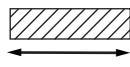
D	下之一色港南陽線	名古屋市中川区下之一色町 字中ノ切53番地先から	前	0.151	5.07 ～ 7.50
E				0.137	5.07 ～ 15.00
D		名古屋市港区船頭場一丁目 119番地先まで	後	0.151	5.07 ～ 20.50
E				0.137	5.07 ～ 15.00

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



区域変更により道路の区域とする部分